

農振農用地の用途区分変更(軽微変更)申出に必要な書類及び変更の要件

前橋市農政課
令和4年6月2日

1 用途区分変更(軽微変更)とは

- ① 農用地区域内の農用地(田、畑等)を農業用施設にするなど、農業上の用途を変更する場合は、農振除外は不要ですが、「用途区分の変更」手続きが必要となります。
農業用施設とは、畜舎、堆肥舎、温室、農産物貯蔵施設、農産物集出荷施設、農畜産物の加工施設、農畜産物の販売施設、農機具格納庫等をいいます。
- ② 用途区分変更を行っても、農振農用地であることに変わりありませんが、農地法で定義する農地(耕作の目的に供される土地)ではなくなるため、農地転用は必要となります。
- ③ 用途区分変更を行った後に、農業用施設以外の用途に利用する時は、改めて農振除外手続きをする必要があります。

2 必要な書類(提出していただくもの)

- 農用地用途区分変更申出書
- 委任状(変更申出の事務手続きを代理人がする場合に提出)
- 農用地用途区分変更申出地土地利用計画書
(既存施設の状況、申出地の選定理由、事業内容、申出地の土地利用計画・計画図)
- 計画建物等の平面図
- 求積図(申出地の一部を利用する場合)
- 公図(分筆を予定している場合は、公図等に分筆予定線を記入してください。)
- 登記事項証明書(全部)
- 利用者が法人の場合は法人の登記事項証明書(全部)又は商業・法人登記簿謄本
- その他必要と認められる書類

※公図、登記事項証明書、商業・法人登記簿謄本は法務局で3か月以内に交付された原本を提出してください。

3 変更の要件

- 申出する面積が計画する施設からみて適当で、1haを超えないこと。
※申出する面積が1haを超える場合、軽微変更に該当しなくなるため、用途区分変更されるまでに更なる期間を要しますので、事前にご相談をお願いいたします。
- 既存施設からみて過大なものでないこと。
- 他の農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。
- 農地法に基づく転用許可やその他法令の許可等の見込みがあること。

4 受付時期と手続きに必要な期間

受付は随時行っています。

農振除外申出による計画変更の事務手続きの状況により、用途区分変更されるまでに1~4か月かかります。

5 利用者等の変更について

利用者(親族間)が変わる場合は、変更願の提出が必要です。

【お問合わせ先】農政課

TEL: 027-898-6702 (直通)

FAX: 027-223-8527

MAIL: nousei@city.maebashi.gunma.jp